

議長(高橋千春君)開会挨拶しお話をします。よろしく議案第百五号は本委員長報告のとおり決まりました。

議長(高橋千春君)日程第十昭和三十一年度福生所公益質屋持別会計補正予算案(第五号)案第百五号を議題に決めます。本件について厚美委員会に審査を付託してありますので本委員長から報告願います。審

(審入可否任君登壇)

一審入可否任君(岡崎名氏)お話ししたので審査報告をさせていただきます。

審査報告

議案第百五号

一件 名 昭和三十一年度福生所公益質屋持別会計補正予算案(第五号)案

「議案第百五号」

本委員会報告 昭和三十一年四月廿一日 福生所議会委員会により厚美委員会に付託

福生町議会

本委員会報告 昭和三十一年四月廿八日 午後九時

本委員会に付託された議案について慎重審査の結果、賛成を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和三十一年五月廿八日

厚美委員会

委員長 大沼秀任

福生町議会議長

高橋千春殿

本件は関しかりは職員の給与改定による五十五万円の一般会計からの繰入金に付てございします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(高橋千春君)これより本委員長報告に付する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君)二れに付賛成を総括いたします。なかみいたします。議案第十五号は本委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君)御異議なしと認めます。よろ議案第十五号は本委員長報告のとおり決いたします。

議長(高橋千春君)日程第十福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第十六号を議題に供します。本件についても厚生本委員会に審査を付託しておりますので本委員長から報告願います。畢

(畢大沼秀伍君登壇)

一畢大沼秀伍君(即席名かりましたので審査報告をいたします。

審査報告

議案審査報告書

一件 名 福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例案「議案第十六号」
本委員会付託日 昭和四年五月十一日第一回福生町議会定例会に於いて厚生本委員会に付託

本委員会開會日 昭和四年五月十八日午後九時
本委員会に付託された右議案については慎重審査の結果原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四年五月十八日

厚生本委員会

委員長 大沼秀伍

福生町議会議長

高橋千春殿

本件は關しき補足説明をさすに過ぎないと思はれます。この改正は、
並びに市土条につきましても、地方税法並びに国民健康保険条例の原則の部
改正に基づくものでございまして、この内容につきましても、現行とほとんど変りけ
ないでございします。又市土条につきましても、所得割の賦課内容を若干変え
たいという事とございします。この件に關しき一般の所得自体は相當の伸びがある
のでございしますが、いづれ被保険者が年々社会保険率に加入してまいり、減つ
ていく傾向があるわけがあります。従つて、この二に大きな差を生じようとするか、それと
を少しでも是正したいという考えでも、これを若干変えたいというわけとござい
ます。なお、これによりまして大きく値上げをするというふうなわけでは見られるので
ございしますが、全般的にしまして一般の増加を言いますと、大体二、三の位の増加が
あるわけがあります。これは所得の増増と、並びに賦課割合の若干の変更と伸
びととございします。そのうち面からいまして、当然今後健康保険を運営する
上にありまして、健全な運営をはかりたいという考えから、この改正もそれを保つていもの

であらうという事で、当委員会にありましては、果敢通り賛成したものでござ
いしますが、もう少し御審議願いたいと思はれます。

議長(高橋千春君) これはより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君) これは質疑を終結いたします。みづかりいたします。

議案第六号は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君) 御異議なしと認めます。よき議案第六号は、委員長報
告のとおり決いたします。

議長(高橋千春君) 日程第十五号、所請撤廃条例の部を改正する条例案。

議案第七号を議題に供します。本件についても厚生委員会に審査を
付託してありますので、委員長から報告願います。 〇

(田村大忍君は君登壇)

一署(大沼秀任君)即指名がかりましたので審査報告をさすまいにございます。

審査報告

議案審査報告書

一件 名 福生所清徳来例の一部を改正する条例案(議案第七号)
二本委員会(昭和四十年三月廿一日)第一回福生所議会議定例会に於いて厚生委員
会に付託

三本委員会(昭和四十年三月十八日)午後九時

本委員会に付託されたに於て議案について慎重審査の結果、原案を可決
すべしものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十年三月十八日

厚生委員会

委員長 大沼秀任

福生所議会議長

新橋千春殿

若干補足説明をさすまいにござますと四月一日から更改いたします。し衆議
取り変更のために現在の福生所清徳来例中の巧物処理の条項がないうのでこれ
を土号の二項に加えるものでございますのでよろしく御審議の件とお願いいた
します。

議長(新橋千春君)二日より委員長報告に於ける質疑を行います。

(要議なしと呼ぶ者あり)

議長(新橋千春君)これにて質疑を終結いたします。おわかりいたします。

議案第七号は委員長報告のとおり決するに御同意ありませんか。

(要議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君)開会談話を述べた。議案第17号は委員長の報告のとおり可決した。以下、

議長(高橋千春君)日程第13福生町と高場使用条例の一部を改正する条例案、議案第18号を議題に供した。本件については建設委員会に審査を付託し、ありますので委員長から報告願います。九番

(九番中西虎蔵君登壇)

九番(中西虎蔵君)開会談話があり、その審査報告をさしあげたいとします。

審査報告

議案審査報告書

一件 名 福生町と高場使用条例の一部を改正する条例案(議案第17号)

二 委員会付託日 昭和四十年三月廿二日 第三回福生町議会定例会に付建設委員

会に付託

三 委員会開会日 昭和四十年三月十九日 午後九時

本委員会に付託された議案については、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十年三月十九日

建設委員会

委員長 中西虎蔵

福生町議会議長

高橋千春 殿

補足説明をさしあげたいとします。このたびのと段料金改正にあたり、都に申請したかったのといいますが、二月廿日に都の方から最高半馬(二十五馬)豚が五馬といふ値上げの認可といふか、結果があったのといいますが、都下にお

いはせと場があり、いろいろと場主にあたり、「おれが四月日から実施したい」といふ申し合ひもなされていふが、本委員会といふ事には慎重に審査の結果、うとしたわけ、いふ事するので本議会にたいしてもよろしく御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長(高橋千春君)これより本委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君)これより質疑を終結いたします。お中からいたします。議案第十八号は本委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君)御異議なしと認めます。よろ議案第十八号は本委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君)御異議なしと認めます。よろ議案第十八号は本委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

り申したしました。

土番(大久保一郎君)議長

議長(高橋千春君)土番

土番(大久保一郎君)暫時休憩いたします。

議長(高橋千春君)これより本休憩の場があります。休憩するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君)御異議なしと認め暫時休憩いたします。

休憩 午後十時三十分

開議 午後十時五十二分

議長(高橋千春君)休憩後に引き続き議事を開きます。

議長(高橋千春君)日程第十八号昭和四十年年度福生町一般会計予算議案第十八号を議題に供します。本件についておれが担当委員会に審査を付託しております。

の各委員から順次報告願います。まず総務委員長土橋

(土橋大久保二郎君登壇)

「土橋大久保二郎君」御持名によりまして審査報告を行います。

審査報告

議案審査報告書

一件

名 昭和四年度福生町一般会計予算案「議案第十八号中総務委員
会所管分(歳入全收議案費、総務費、戸籍住民登録費、統計
調査費除く)三不費中佐和費、消防費、教育費、公債費、予備
費」

「本委員会付託目」 昭和四年五月十五日第一回福生町議会定例会に於いて総務委員会
に付託

「本委員会開会日」 昭和四年五月十七日 午後九時

昭和四年五月二十日 午後二時

本委員会に付託されたいは慎重審査の結果、原案を可決す
べきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四年五月二十日

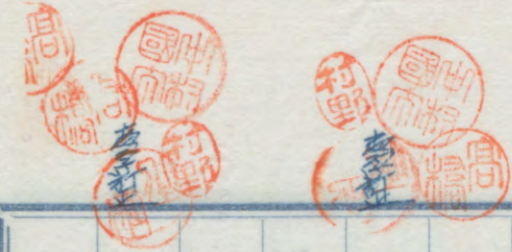
総務委員会

委員長 大久保一郎

福生町議会議長

高橋千春殿

以上でございしますが、審査の概要につきまして、補足説明を行います。歳入全
般に多くなり、本年度予算が非常にうちに見込んであるので、今後の防費
工事等を考慮されたものとして、非常に適切でなかろうかと存じます。各町所



村に於て、それよりも防費を現在予算は計上されておりますが、実際に付する
 国庫も通うまいとやはり補正をしなければならぬといふのが、二に於いても同じ
 だとおもいますが、実際に付する決定されていなければならぬといふに、ついでに予算其か
 うは、適切に措置をどうかと考えます。裁出につきましても、諸経費の前減、負
 担金、補助金の減額等、財政確立のための緊縮予算と考えますが、負担金、補助金等
 の減額については、良い点もあるが、率に減額した点については、まずい点も見受
 けられますが、今後について十分検討され、善処されるよう要望されていられるわけ
 であります。なほ予算の中、一部減額の関係でございしますが、総務管理費の中
 所^期五周年記念式費が、七十万計上されていなり、本件につきましても、計五
 月五日第一回の本会議に於て、議員の中から発言もあり、四月五日に用
 意された総務委員会に於いても減額修正の提案がなされ、慎重に審議を行なつ
 た結果、記念品として三万六千、祝賀費として二十万、計二十六万を減額
 修正する事に決定いたしました。なほこの措置については、次期補正の際に、



減額修正を行つたより、理事者に要望してある次第でございまして、二に於
 について慎重審査した結果、二十五周年記念行事という事を町長から
 提案する事、当然の事であり、記念品にしても軒四万の九千軒、三十八
 万といふ金額であるが、祝賀式費を千七とすると、このことで二十五万、
 現況の町財政が、好い事を言ふからかといふ点から減額すべきだといふ事
 になつております。この点については、次期補正の時に減額修正をしてい
 たいという事を要求してあります。その他、委員会に付託された事項について
 長時間にわたりました慎重審査の結果、裁入については、うちめに見込みに
 ものであり、裁出については、義務的経費等が主なものであり、適当な措置であ
 ると考えます。今後の補正についても十分検討され、重点政策をとられるよう
 強く要望いたします。それと、東栗通りが決す、そのものと決定した次第でござい
 すが、なるべく町議を承り、町決定下さるよう、お願い申し上げて、
 審査報告を終わります。

議長(高橋千春君)次に建設委員長から願います。九番

(九番中西虎蔵君登壇)

九番(中西虎蔵君)御指名がありましての九番審査報告をさせていただきます。

審査報告

議案審査報告書

一件

名

昭和四年度福生町収会計予算案「議案第一八号中建設委員会所管分(総務部中統計調査費但し人口統計調査費除く。農林水産業費、商工費、土木費但し住宅費除く。)

二審員会付託日 昭和四十年五月十二日第一回福生町議会定例会に於いて建設委員
会に付託

三審員会開會日 昭和四十年五月十九日 午後九時

本委員会に付託された各議案については慎重審査の結果、原案を可決

す。ごものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十年五月十九日

建設委員会

委員長 中西虎蔵

福生町議会議長

高橋千春殿

甲年度の建設委員会所管分の審査内容について補足説明をさせていただきます。本年度の建設担当にあたりましては特に事業を考慮と一部町道の修正等からなっておりますが、財政面に関しましては商工関係に於ける商工会費に於けるもので、昨年度より百八十万増えたのが百三十万、又その中にみちまし、フレック購入からなっておりますが、四十年、翌年の二カ年はわたつ

一の購入であり、その代価を関係の更正によるものでございまして、いろいろと委員
会に及びまして慎重に審査いたしました結果特に問題と見る点はありませんが、
にわたるございまして、よろしく御審議をいたさまじ、御承認の御時、
あらんことをお願い申し上げます。以上を以て報告を終ります。以上、三番、堀川大君
入場、午後五時五十分

議長(高橋千春君)次に厚生委員会長の報告願います。 審

(審大沼秀伍君登壇)

一審(大沼秀伍君)審査報告をさせていただきます。 以上

審査報告

議案審査報告書

一件

名 昭和四十年年度福生町一般会計予算案「議案第一八号」中厚生
委員会所管分(然務部中戸籍住民登録費、人口統計調査

町民主税(衛生費)

三委員会所管分 昭和四十年五月十一日第一回福生町議会定例会において厚生委員

会に付託

三委員会開會日 昭和四十年五月十八日 午後九時

本委員会に付託された議案について慎重審査の結果、原案を可決すべきもの
と決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十年五月十八日

厚生委員会

委員長 大沼秀伍

福生町議会議長

高橋千春 殿